

# 災害時における地方議会の役割について

## 研 修 会 記 録

(令和6年11月27日)

堺 市 議 会

堺市議会議員研修会

令和6年11月27日

研 修 会 記 録

講 師

早稲田大学マニフェスト研究所 招聘研究員

清 水 克 士 氏

堺 市 議 会

○午前10時開会

○田渕和夫議長

定刻となりましたので、ただいまから堺市議会議員研修会を開会いたします。

本日はお忙しいところ、研修会にご出席いただき、ありがとうございます。本日の進行は、私、議長が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本市議会では、ご承知のように、議会基本条例第18条に「議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする」と規定されておりますとおり、毎年議員研修会を実施しております。今回の研修は二つのテーマで実施をいたします。

まず一つ目として、「災害時における地方議会の役割について」ご講演いただきます。

講演終了後に、二つ目のテーマである政治分野におけるハラスメント防止のための取組についてご案内させていただきます。

さて、近年、激甚化・頻発化する気象災害により、全国各地で甚大な被害が発生しており、これらの危機事象への対策が求められています。本市議会では、大規模災害等の発生時に必要とされる議会機能を継続するため、議会議員の役割などを定めた議会BCPを策定していますが本市議会における災害発生時の議会機能の維持、確保などについて再確認いただきたく、災害時における地方議会の役割というテーマで、早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員の清水克士先生にご講演をお願いしたところ、大変ご多忙にも関わらず、ご快諾いただきました。

まずもって清水先生に心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

つきましては、議員の皆様におかれては、最後までご傾聴いただき、本日の議員研修会が有意義なものとなるようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

続きまして、本日の講師である清水克士先生をご紹介します。

配布している講師の略歴もご参照ください。清水先生は、同志社大学法学部卒業後、大津市役所に入庁され、企業局総務課係長、産業政策課副参事を経て、当時の議会事務局に配属後、その後、改称された議会局の議会局長などを歴任し、令和5年3月末に退職され、大津市役所在職中の令和2年4月から現職に着任されております。

大津市議会の在籍時には、先ほどご紹介した議会事務局の議会局への改称、今回のテーマである議会BCPを始め、議会ICT化構想、議会基本条例などの策定に関わるなど、数々の議会改革に資する取組を議員と議会局が一丸となり実現されました。

大津市役所をご退職後は、これまでの経験をもとに、数多くの議会や研修団体の講師として、各地でご講演されておられます。

それでは清水先生、よろしくお願いいたします。

## 「災害時における地方議会の役割について」

講師 早稲田大学マニフェスト研究所 招聘研究員

清水 克士

皆様、改めましてこんにちは。

ただいまご紹介いただきました大津市からまいりました、清水克士と申します。

プロフィールのご紹介の中でもありましたとおり、私は大津市の行政職員として入庁してずっと執行機関の方でいたのですが、最後の14年間は、議会局の方に在籍しておりまして、最後、局長として定年退職したという経歴を持っております。

議会局に行った時、いわゆる係長級ぐらいの職責でまいりました。議事の方ではなく、総務係長として、当時、法制を議会でやるという考え方自体が薄かったのですが、そのことであるとか、議長秘書を主な仕事としてやってまいりました。ただ、逆に言うと議事からちょっと距離があった関係で、議会って結構変わっているなって、執行機関から出向してきた時にいろいろ感じるどころがあったんですね。

そう感じたところをボトムアップで提案させていただいて、議員の皆さんに説明して議論していただいて、いろんな議会改革を大津市議会として成し遂げてきたということを自負しております。

その中で、今日は議会BCPについてお話させていただきますが、昨日の夜も、ちょっと揺れましたよね。滋賀の方は震度3ぐらいだったんですけど、結構久しぶりに揺れたなっていう感じもありましたが、市内に被害が出るぐらいの揺れではないなっていうのはすぐにわかりました。特に何の動きもなかったのですが、実際にこれが能登で震度5強の揺れだったりした時に、議員の皆様がどのような行動をとるべきか、再度考えていただくにはちょうど良いタイミングではないか、改めて認識していただくきっかけになるのかなと思ったりしていました。

今回の依頼を受けた時にちょっと不思議に思ったのは、多くの場合、議会BCPのことについてご依頼受ける場合には、議会BCPをこれからつくりたいという議会がほとんどなんですね。

ところが、こちらでは、もう平成30年に策定されているということです。自慢になります。議会BCPは、平成25年度に大津市議会で策定して、それが地方議会では初めてということでした。その時早いというふうに言われたのですが、その5年後にはこちらでももう既に策定されていたというのは結構早い部類なので、今更私がここへ来てお話することはあるのかなって思ったのですが、大津市議会の方で策定するまでのお話とかつুক্ত後、実際に運用してみてどうだったか、そういうお話を今日させていただければ、きっと既につくられているこの議会BCPがこれから本当に役に立つものに昇華していくのではないかと期待をして、お話をさせていただければと思っております。

まずは、なぜ議会 BCP が必要かという概論的な話からになりますが、実は平成 25 年に、議会 BCP を大津市議会で作ったらどうかということを議員の皆さんに提案させていただいた時に、議員さんのその反応としては、なんでそんなものがあるんだっていう反応がほとんどだったんですね。

その時には、災害が起きた時にはその災害対応は執行部の仕事だろう。執行権がないのだから、議員ができることなんてないじゃないかって言われる方が多かったですね。ですから、まずその必要性を説明するということが必要になりましたので、その辺の理屈の部分を最初にお話しできればと思います。

まずは、当然のことですが、議会は合議制機関ですので、意思決定に時間がかかるんです。これは何で弱点になるかって言ったら、比べていただくと一目瞭然というか、すぐわかるのですが、自衛隊とか警察とか消防とかは、非常時に本務を求められる。そういう組織というのは、上で決めたことが末端まで即座に意思決定が通るといって、そういう組織体系になっているのが普通なんです。非常時にそれぞれの職位で議論していたのでは時間がかかって、そのこと自体がデメリットになるということなので、基本的に非常時対応を本務とする組織というのは意思決定が早い。それが、上で決めたことが下までずっとそのまま通るような組織になっているということですが、ただ、それらの組織と議会を比べると、その意思決定に時間がかかるということもあるのですが、そもそも、議事運営以外の指揮命令系統がないということになっているんですよ。

ご存知のとおり、議長の指揮命令権というのは、あくまで議事采配の部分だけしか法定されているものはありませんので、議場を出たとたんにも、もし、任意に議員の皆さんが議長の言われることを黙って聞かれるのであれば何の問題もないのですが、なんで議場出てお前の言うことを聞かなければいけないんだみたいな話になると全く統制が取れない。

そうすると何らかの指揮命令系統を設ける必要性があるのではないかと考えたのですが、ただこれは決定的なところで執行権がない。これも当たり前のことですが、それがいないために、非常時に議会ができることはないじゃないかっていう考え方もあったということですね。

ただ、法的に考えると、災害時に議会は無力だとか、不要だというのは思い込みすぎではないかと思っています。それは憲法に根拠を置く二元的代表制の考え方、それを受けての地方自治法の考え方を見た時に、これは平時に限った考え方ですよとか、平時だけの議会の権限ですよということは一切書かれてない。ということは、非常時においても、議会としての権能を発揮していただくことを自治法なり、憲法は最初から期待しているということであれば、その状況になった時に、議会の権能を発揮できるような体制を整えておく必要があるのではないかと考えるのですが、ただ一方で、現実には非常時にはそういうことができないから、そのために専決処分ということが定められているのではないかって、そういう意見を言われることもあります。

ただ、地方自治法第 179 条の専決処分は、合理的に素早く自治体としての意思決定をするために必要なものではあるのですが、いわゆる緊急専決の部分ですね。決定する暇がないということで、それを使えばいいじゃないかとおっしゃることもあるのですが、私は、緊急専決を執行部に委ねるということは、もう議会の自殺行為なんじゃないかと考えています。

もしそれでいいなら、そもそも議会はいらんんじゃないのって、市民から言われるんですよ。全部市長が決めてくれた方が、すぐ決まるし、余程のこの時だけ議会に戻すみたいな制度の方がいいんじゃないのってなりかねないことから、私は緊急専決の部分については、少しでもなくす方向、全くゼロにすることは難しいかもしれないのですが、市長に専決処分を委ねるということは、極力、議会として少なくすべきだと思います。そして、そういう機会を潰すための体制整備を、今回の議会 BCP に限らず、いろんなところで整備をする必要があるんじゃないかと思っています。

ただ一方で、議会の強みもあるんですよ。災害ではないのですが、大津市での経験をお話しますと、大津市では全国ニュースで流れた中学生がいじめを苦に亡くなったという悲しい事件がありました。今でもいじめ事件での報道は相次いでいますが、それが実際に身近にあった時に、どういうことになるかという、本当に行政機能が麻痺しちゃうぐらいの苦情電話が全国からかかってくるんですね。同時にテレビカメラを構えたクルーが庁内を闊歩することもあって、その対応をしたりとかしていると、本当に執行機関の方は当面の対応で手一杯になるということで、将来を見据えた政策を考えるとかそんな余裕は全くなくなるんだなっていうのを目の当たりにしました。

執行機関は、当然執行権を持っていますので、当面の対応を優先するのは当たり前なんですよ。今日の議員研修会のテーマでないので軽く触れるだけにしているのですが、いじめ事件の時にうちの議員さんで議論になったんですよ。今、執行部ではパニックになっているけれども、自分たちに何かできることがないのかなって。だったら今起きていることに対しては、議員や議会としては何もできないけれども、将来、同じような事件が起きないことに尽力することは、議会としてできるんじゃないかという意見が出て、つくったのが議会提案としてのいじめ防止条例だったんですね。

これは、理念条例ではなく、実際にいろいろな制度を考えた上でつくった政策条例でした。今はいろいろと取り組まれている自治体が増えたと思いますが、当時はその条例のおかげで大津のいじめ対策はその時点では多分、日本一になったんじゃないかと自負していました。その時に思ったのは、将来を見据えた政策を考えたりとか、執行機関が飽和状態になっている時というのが、議会の出番じゃないのか、むしろ当面の対応に手を取られないっていうことは、議会の方が将来を見据えた政策を提案するのに向いている機関じゃないかって思ったんですね。

今日は議会 BCP のことで政策のことではないのですが、執行権がないっていうのは否定的に捉えられがちですが、それを裏返すと、将来のことを俯瞰的に見られる機関であるということ

なので、災害対応ということでは、一步先を見た、復旧とか復興の議論に議会は専念できるのではないかって、そういうプラス面もあると思います。そう考えると、災害時に議会としてできることはないとはならないと思います。

さらに、執行機関の方では公選職は首長1人ですが、当然のことながら、議会にはたくさんの方々の公選職の方々がいらっしゃるということですので、地元でのリーダー役になるということは市長1人ではできませんが、48人の議員の皆さんがそれぞれの地元になれば、少なくとも地元でのリーダーシップを発揮するという事もできると思います。

また先ほどの復旧・復興議論の部分では、国・県の対応など、多くは災害対応の予算をつけてくれとかになるかと思いますが、執行部が当面の対応で動けない部分を、むしろ議会の方が先導できるのではないかと考えています。これは、東日本大震災の時に、東松島市議会の皆さんが議員だけで市役所のバスを運転して、東電とか霞が関に要望に早い時点でまわられたという話があるんですが、その時点では執行部は全く動けないんですね。地元離れるなんてことは当面できないですから、実際にそういう動きをされている。そういう部分では、議会の強みというのものがあるのではないかと考えています。

非常時の議会に求められるものということですが、大津市議会BCPは、正直なところ阪神淡路大震災や集中豪雨の経験を受けてつくったもので、どちらかというと地震や豪雨災害を前提に、前期・中期・後期で求められるものを整理しました。

前期では、合議制住民代表機関としての機能発揮ということで、市民要望を適切に執行機関に伝えるということが必要だと思います。特にこの適切にというのが大事なんですね。うちでも豪雨災害があった時に、それぞれ議員の皆さんが誰に命令されたわけでもないのに地元の要望や、避難所でこういうものがないとか、ここでこんな人が困っているとか、うちの近くである道路がもう崩落しているとか、そういう情報を一斉に、それぞれに災害対策本部の方に持ち込まれたんですね。その時は、大津市って災害の少ないところなので、あまりそういう経験がなかったものですから、議員の皆さんも本当に意気に思われて、そういう活動を一斉にされたので、後から防災担当職員からぼやきとしてこう聞かされたのですが、災害対策本部が立ち上がった時の、議員からの電話っていうのが一番困るんですって話がありました。

確かに大事な情報を伝えていただいているのは間違いないという認識はあるのですが、やっぱり非常時っていうのは全てが足りない。物資も足りませんし、マンパワーも足りない、時間も足りない。その中で優先順位、トリアージっていう考え方になるんです。ですから、議員の皆さんから持ち込まれた情報が全て最重要ならもちろん問題ないのですが、優先順位をつけると必ずしもやっぱりそうでないものが大量に持ち込まれた時に、なかなか議員の皆さんから非常時にされる電話っていうのは、結構感情高ぶって強い言葉ですから、受けた職員は結構すごいプレッシャーを感じるんですね。そうするとむげにできないということで、優先順位を狂わされちゃう。だからこれは本当に困るんだよねって、そういうぼやきを聞かされたというこ

とが、議会 BCP 策定の直接のきっかけになったということがあります。

中期においては、議決機関としての監視機能の発揮が必要だということで、先ほどもお話しした、安易に専決処分に委ねない、そのために議会が何をすればいいかということを考えなければいけない。

後期においては、議決機関としての政策立案機能の発揮が必要だということで、先ほどお話しした先を見据えた防災対策の提言ですとか、国・県に対して、たちまちの補正予算の要望ですとか、復興計画の審議、むしろ執行機関を主導してやるという、そのための計画が必要なんじゃないかなと考えるところです。

先ほどお話しした合議制代表機関としての機能発揮の部分では、これは議員個人ではなく、議会としての集約・伝達をしないと、先ほど言った状況になってしまうということがありますので、まずは、その指揮命令系統を確立した上で、まとめてちゃんと情報をお渡しする、そういう体制を構築する必要があるのではないかとということで、大津市議会では災害対策会議というものを別途設けて、そこに会議の長としての議長に指揮権を付与するということを決めた上で、災害時にも指揮命令系統を確保して組織的な動きをしようと決めたところです。

これは具体的にはどういう働きをするかっていうと、いわゆる議会運営委員会の代替組織ですよ。だったら議会運営委員会でいいじゃないかって思われるかもしれないですけども、災害時には委員長が、最悪の場合に亡くなられるかもしれないし、実際に参集できるかどうか分からない。委員の皆さんについてもそうです。ですから、委員会としてしまうと、委員長が欠けたら、まず次の委員長を選ばなければいけないとか、そういうような手続きに時間がかかってしまうんですね。ですから災害対策会議というのは、あくまでも自動的に権限が委譲されていくような、そういう組織を決めたということがあります。

監視機能の発揮の部分ですが、議会の最優先の課題というのは議案審議ですよ。その前提としての質疑の機会の確保は必須ですが、一般質問は事前なんですよ。これはコロナ禍の時に、一般質問をとりあえず当面はやめるっていう議会も結構出たので、一般質問を絶対やらなきゃ駄目って、そういう価値観はなくなったのかなとは思っています。しかし、何が最優先ということを議案審議しないと先ほど言った専決処分になってしまいますので、そのためには、通年議会とか、あとコロナ禍の時に非常に必要性を感じさせられたオンラインで行う委員会とか、現状では法的に認められないと国は言っているそのオンライン本会議、これの実現をめざさないと駄目ではないかと思っています。

大津市の議会 BCP について紹介させていただくと、平成 25 年度に議論をして、平成 26 年の 3 月に地方議会として初の策定をして、マニフェスト大賞でも賞をいただきました。あと一つお話ししておきたいのは、堺市議会です。そういう体制にあるかどうかというのはわからないのですが、議会 BCP をつくったら、それを支える法的根拠としての条例を整備しないと駄目だと私は思っています。



平たく言えば、議会の災害対策もいろんな予算を必要としたり、例えば、防災訓練を議会としてするにあたっての根拠は何だとはっきりさせておかないと、何か思いつきのようになっていたみたいに市民からも見える可能性もあることから、それを本当に支出する根拠ってあるのというような話になりかねないことから、議会 BCP を支えるその根拠としての何らかの条例が必要なんじゃないかと考えましたので、後追いにはなったのですが、大津市の災害等対策基本条例というものを制定しました。

先ほどもお話したとおり、大津市議会で議会 BCP を考えるきっかけになったのは東日本大震災で、その時、新年度予算の策定時期だったのに、ほとんどが専決処分されたということが、これでいいのかという問題意識がありました。しかし、直接的に自分たちに身に降りかかった災害がなければ動かすきっかけにならなかったということも残念ながらありました。その後、災害の少ない大津市で、局地的ではありましたが、豪雨災害で結構大騒ぎになったんですね。その時、先ほどお話したとおり、議員さんが個々の被災情報を災害対策本部に持ち込まれたということが、結果的に自治体としての全体最適にならなかった。これを何とかしなくてはいけないというニーズがあって、議会 BCP をつくったということです。

私は、議会 BCP というものをつくった方がいいのではないかという提案（大津市議会 BCP 策定構想）をもって、38 人の議員さんのところへ個別に説明にまいりました。その時、先に、とにかく計画をつくって、その後その根拠になる条例をつくりましょうということを承諾いただきました。この計画については、全く前例になるものはありませんでしたので、同志社大学の新川達郎先生を招聘しました。月刊ガバナンスという雑誌で、新川先生が議会 BCP について書かれた論考を見たので、同志社大学に即行って、新川先生を直接口説いて、全く前例もないので、何とかこの議論を引っ張ってくださいということで参画いただきました。その後、新川先生を交え、議論した時の様子ですが、この写真よく使いますよ。何で使うかっていうと、これが大津市議会でのチーム議会の姿なんです。政策検討会議という委員会外で政策を議論する会議体を大津市議会ではつくっているのですが、委員会で政策を議論しようとする、その委員会に入っていない少数会派ができるということから、全会一致の政策条例とかで、議会としての意思決定になり得ないという反省点があって、大津市議会では大会派も 1 人、1 人会派も 1 人委員を出して議論をしようという政策検討会議をつくったんですね。

議会 BCP については、ブレインストーミングのようなことをやりながら、膝詰めでつくったものですから、議員同士も会派を超えてフラットに議論していますし、議会局職員も一緒になって意見を言いながら作り上げたもので、そういうことがきっと議会としての政策立案には必要になると、大津市議会では感じているところです。

その他、防災訓練の様子もありますが、これについては、後でまたお話をさせていただきます。

想定する災害については先ほどもお話したとおり、いろんなものを感染症も含めてその他と

していますが、正直なところ、当初つくったのは地震と豪雨災害だけだったんですね。それが後でお話するコロナ禍の時に見事に裏目に出ました。

最初に大津市で議論になったのは、政令市ですとそういうことはないのかもしれないのですが、大津市ですと、議員の皆さんが地元で消防団の分団長になっておられる例が結構あったんですよ。そうすると、まず議会として、あの本庁に災害の時に集まるとか、そういう何か動きをしようとした時に分団長をされていると、どちらを優先すべきかという議論になっちゃうので、まず地元に残ってもやらなくてはいけない役職については議員の皆さんはまず全てやめてくださいというところから始まりました。

というのは、もう議員の代理はないからということですので、こちらではどのようなルールになっているのか存じませんが、もしそういう例があるようでしたら、議会 BCP を運用する際に、地元を離れられないような地元での役職は離脱されるべきだと思っております。

議会 BCP で定めたことは、こちらでも同様のことが書いてあると思うのですが、まずは局職員も含めての安否確認ですね。あと審議を行う環境の確保・整備。こちらは非常に立派な庁舎ですので、切実さがなくはないかもしれませんが、大津市は昭和 42 年建築の本当に耐震性がほとんどない古い庁舎ですので、地震が起きた時に、もうまず、この本館の議場は使えないだろうということが切実な事情としてあったので、どこに議会を移してやるのかということで、一番目には隣の新館が少し耐震性がありますので、そこが無事ならその大会議室に移すと。ただそこも駄目なら地域的に同じ本館と新館が並んでいますので、新館が大丈夫っていう確率もそんなに高くないだろうということで、ちょっと地理的に離れた市民文化会館の会議室を使うとか、そういう具体的な想定をすることが必要なんですね。議会 BCP をつくられたところでも場所を移して議会をやるんだっていうところまでは BCP に書き込まれているのですが、具体的に想定されているのですかって言ったら、いや、それはこれからなんですっていうところがほとんどなんです。でも、それを具体的に考えておかないと、いざ災害が起きた時に、ホテルでやるんだっていうことでホテルと交渉したりとか、そんなことしてられないんですよ。ですから、議会 BCP だけでなく、さらに具体的に議論して決めておかななくては意味がないですよということですね。

適格な情報の収集と把握、これについては、先ほどからお話した部分最適になっている議員から持ち込まれる被災情報、これを全体最適化するための手法ということです。

行動形態の部分については、これは地震とか豪雨災害を想定しているので、初動期の 3 日までは、災害対策本部委員に当たった議員さんは本庁に来てもらうことを想定しています。それ以外の議員さんたちは、むしろ地元に出て積極的にリーダー役をやってくださいという考え方で、中期においては必要があれば参集してもらえますが、次の議会機能の復旧のために動いていただく。早ければ 1 週間である本会議・委員会を開催できる体制にして、一か月後には必要であれば、復興計画などについて審議を始めるということをや大まかな工程として定めたんです

が、コロナ禍の時には、もう全然この動きというのが当てはまらないということが如実に出ました。

先ほどから申し上げている議員さんが持ち込まれる被災情報というのは、必ず議会局に渡してくださいと。議会局が取りまとめて市の災害対策本部に渡しますよと。その上で市の災害対策本部が持っている情報も議員さんにフィードバックしますよということをルール化しているということです。

で、このあたりから実際に行った話をさせていただこうと思うのですが、実は、今日始まるまでに議長さんとお話したら、議会主催の防災訓練をされるということをお聞きしました。これ大事ですよ。議会 BCP をつくっても、その後放ったらかしというところが多いんですよ。でも実際に訓練をやるとか、実際に発動した時の反省点を取りまとめるっていうことをしないと、議会 BCP で絶対生きたものにならないんです。どこまでいっても、コロナ禍の時もそうですが、実際にやってみると、ほとんどそのとおりに動かないんですよ。

大津市での経験としてあるんですけども、普段議会 BCP って議員の皆さんが改めて見るものじゃないから、つくる時は高い意識でつくられて、その内容を覚えておられるんですけど、しばらくすると、そもそも何を定めたかなんて覚えてないんですよ。そうすると実際いざという時に発動したら、ほとんどそのとおりに皆さん動かない、何をすべきかというのを把握されてない、そういう状況になって、何のためにつくった計画だったのかっていうことが出てくるっていうのが一点、あと想定していたけれども、とてもそのとおりにはないよねっていうことがいっぱい出てくるんです。

ですから、議会 BCP を 100% 作り込んでも意味がないんですよ。自分たちで 100% だと思うレベルにつくってもほとんど役に立たないんですよ。ほとんど想定外のことが起こっちゃうので。だから 60% ぐらいで摸つつくって、あとは訓練だとか、実際に発動した時の反省点を踏まえて、どんどん変えていく計画なんですよ。1 回つくってそれで終わりということはありません。堺市議会の BCP を見ても、何度か改正されているのでその辺はご理解いただいているのだと思うのですが、そういう計画だという認識が必要だということです。

で、実際、先ほどお話した発動した時の話ですが、大津市議会で実際に初めて発動した時に、10 人集まってもらわなきゃいけないルールになっているのに、自主的に集まった議員さんって 6 人しかいなかったんですよ。当然議会局職員は全員集まっていたので、集まってきてくれない議員さんに連絡を取ったのですが、そもそももう携帯取ってくれない、もう連絡つかないみたいなことで、最終的に 1 人は、結果的に連絡つかなかったですね。あと 4 人のうちの 3 人までは来ていただいたんですけど。ですから、この時にはまだ議会 BCP をつくった時の議員さんがいらっしゃる期だったのに、それでもこんな状態になるんですよ。ですから、議会 BCP をつくった時の議員以外の方が議員でおられる時代になったら、そもそも何か起きたら、本庁に集まらなくてはいけないのという認識自体がないのが普通になる。ですから、こちらで

も計画の他に、何かマニュアルがあったと思うんですけども、議員の皆さん、これ、読んだことありますか、内容を覚えておられますか。多分怪しいかなって思うんですよね。少なくとも大津市議会では、全然覚えておられなかったですね。

発動した時に、その他にも反省点があります、安否確認をすることは、当然定まっていると思うのですが、その時に一からメールとか打ち出したら、当たり前のことですけど、結構時間がかかるって、その時に始めて気づくんですね。ですから、あらかじめ定型文をつくって、いざという時には修正したらいい状態にしていけないというのが始めてわかった。

また議員の皆さんがそもそも集まらなくては、自分が集まらなくてはいけないという認識自体がないというようなことが如実になったので、これは具体的に何か対策を打たなければいけないということで、大津市議会では、BCPの携帯ハンドブックというものをつくりました。これ何かって言うと、大津市議会では、全国市議会議長会から配布される手帳がありますよね。あれを使われている方が多かったので、そこにはさめるサイズのBCPのポイントの部分だけを抜粋したものをつくり、手帳と一緒に常に身につけておいてください、地震が起きたり、警報が出たりした時にはこれ見てくださいねというものをつくりました。この内容については大津市議会のホームページにアップされていますので詳細をご覧いただければと思います。

あと訓練ですよ。これやってみるとやっぱりいろいろ出てきました。写真で議場の机の下に身を隠す議員って書いているんですけど、体全体が隠れられなかったんですよ。特に古い議場なので、議場の椅子が前後にしか動かせないタイプなんです。横に動かせないタイプだということもあって、体も隠せない。昭和42年の建築で天井が吊天井になっていて、地震だったらこれ明らかに落ちてくるのではないかっていう心配もあった。しかし、大改修するのは、建替えを考え始めているので今更できないので、だったらどうしようかということで、ヘルメットを議場に配布しました。今となつては、結構、普通に配備されているので、こちらにもあるのかもしれないのですが、訓練をやって始めて気づくということがあります。あと資料中のサバイバルローラーバックですが、これ何ですかってよく聞かれるんですけど、大津市は南北に45キロと長く、実際北と南の端から来られる議員さんが地震の時に交通機関を使えない状態だと、多分1日で本庁までたどり着けないだろうという状況が想定されるということなんです。そうすると、その間飲み食いするものが必要なので、これに3日分の食料が入っているので、議員の皆さんに自宅に持って帰ってもらっているんですね。ですから非常時に参集する際はこれを持ってきてくださいという体制にしています。

あともう一つの意味としては、こちらのBCPにも書かれているとは思いますが、参集された後の食料の確保なんですね。こちらには水や食料を持ってきてくださいねっていうのが確かにあの書かれているのですが、議員の皆さん、持ってこられますかね。まず持ってこられないと思いますよ。もう自信を持って言い切ります。そうすると、そういう状態になって議員さんが集まられた時、議会局職員の仕事がどうなるかっていうと、もう集まった本来の目的は何も

できずに、議員さんの食事の調達するのが、第1の仕事になってしまうんですね。本庁に備蓄するということも書かれているのですが、大津市議会で先ほども話したとおり、そもそも地震があつたら、本庁は潰れるだろうという前提もあつたので、本庁に備蓄してもそれは使えないっていうことがあつて、議員の皆さんが自分で食べるものは自分で持ってきてくださいという体制を徹底するためにこれを買ったんですね。

最初に触れたとおり、こういうものを公費で買おうとすると、当然根拠がいるじゃないですか。BCPがあるから予算要求しますでは、財政課が認めてくれない。なので、それだけのためにつくったわけではないのですが、条例にちゃんと根拠を持っていると財政課も査定できないんですね。最初予算要求した時に、議会でなぜこんなものがあるんだって、こんな防災担当職員が持っていれば十分だろうっていう議論になったんです。ですから、きちんと条例に基づいてBCPをつくって、BCPの中にきちんと書かれていて、それを実際に運用するために必要だということで、そういうことで持って帰ってもらっているんですね。

そんなその場で調達してもらえればいいじゃないかって思われるかもしれないのですが、プロフィールの紹介の中であつたのですが、私、議会へ来るまでに水道・ガスをやっている企業局の総務係長でいたことがあるんですね。その時に公営ガスもやっていたものですから、3日ぐらい帰れないガス事故の時に、技術職員は全部現場に出払っていて、事務職員の主な仕事ってというのは技術職員の食事の確保になったんですね。非常時に100食とか、毎食確保するのは、かなりの困難が伴ったんですよ。コンビニとか空いていたので何とかあったんですけど、地震とかだったら、そもそも市民もみんなコンビニに走って取り合いになるので、その時に始めて食事の確保をしようなんていうのは無理だということで、本庁に備蓄した。それも、本庁が大丈夫だという大前提があつての話で、本庁自体が倒れたら、備蓄なんて使えない。だから議員の皆さんが自分の食べる分はやっぱり自分で持ってきていただくということが必要だと感じているところです。

あと訓練をやつて、大事なことがわかつたんですね。職員による安否確認の様子ですが、職員が議員の安否確認を行っているのですが、これ何が変な風景だったかっていうと、写真には写っていないんですけどね、議員さんが後ろにずっと列つくっているんですよ。なぜそういう状況になるかって言ったら、当たり前なんですよ。局職員の方の数が少ないから。でも、非常時に安否確認するのに、何か列をつくって待っているって変だよなって、そんなことやっつけられるかなっていう不自然さに気づいたので、健康で怪我をしていない議員さんには、家族のことも含めて確認カードに必要事項を自分で書いて渡してもらおうとしました。そうしたら時間がかからないよねということが、訓練をやつて始めてわかつた。

そんなことがあるから、実際に訓練をやるっていうことは必要なんですよ。考えたら分かるじゃないかっていうことばかりですが、なかなか実際にやらないとやっぱり分からないんですよ。だから議会だけでやる訓練に執行部を入れてやろうとすると、どうしてもなんかあの

演技がかった劇をやっているんじゃないかっていう訓練になっちゃうので、実地に即した訓練をやらなきゃいけないと思います。

実際に皆さんもタブレットをお持ちですが、そういうタブレットを持って被災情報を集める訓練とか、消防の協力を得て、避難スペースを確保する訓練とか、年に1回でいいんです。訓練を行うことで、議会BCPを災害のない時も議員の皆さんの記憶に留めるという効果もありますので、これは絶対に定期的にやっていただく必要性があると思います。

災害対策基本条例ですが、これも先ほどお話したとおり、何のためにつくるかっていうのは、予算確保の時に、もうこれがないと財政課に認めてもらえないってということもありますが、市民に対して、議会もちゃんと災害時でも動くんですよということをアピールするっていうことも、大きな目的になっているんですね。

もともと防災対策推進条例というのが大津市ではあったんですが、議会はどこにも出てこないんですよ。これは議会の特別委員会で審議してつくった議会提案条例ですけど、自分たちのことは枠外なんですね。というのは制定当時には、災害時に議会の出番なんてないっていう価値観が前提になっていたのでこういうことになっているのですが、今はそうじゃないと、議会も市民のために災害時でも働くんだという、そういうために三者協働のその中には、市も議会も入っているんですよということを明記して、市民にアピールしているということです。条例についてはこと細かく書いてあるので、また読んでいただければと思うのですが、コロナ禍の話に飛ばさせていただきます。

コロナ禍でも議会は大きな洗礼を受けました。というのは、本当にコロナがまだ広まり始めた初期の頃に、皆さんもご記憶にあるかもしれないのですが、大津市は、市全体で26人しかコロナ感染者がいなかった時に、そのうち11人が大津市職員という事態になったんですね。今だったら笑い話のような話ですが、その時のコロナっていうのは何者かわからない、本当に1人うつったら大変なことになるっていう意識のもとだったので、本庁舎をゴールデンウィークを挟んで閉鎖したんですね。全国ニュースにもなって、今では市長も悔やんでいるのですが、本庁舎を閉めた市役所っていうのは、ここしかないみたいな感じで有名になってしまいました。

ただその時本当に恐れたのは、議会フロアの前の渡り廊下を挟んで向こうの執行部が全滅しているみたいな図だったということもあって、この時に何とか本会議が開けない状態だけは避けなきゃいけない。その時、私、局長になったばかりだったんですけど、いきなりコロナ禍の洗礼を受けました。議会局も2チームに分けて、2交代で全くすれ違わない。今日Aチームが出たら、明日はBチームが出ているということで、それぞれの職員が全く接触しない体制をとって何とか感染を防ごうということを始めました。

当然、議会局のマンパワーが半分になるっていうことは、通常の議会活動そのままでは支えきれないと思いましたので、議決とか、そういう部分だけに絞り込むという、どちらかという

と撤退戦略の仕事を局長になった途端に強いられて、非常につらかったという思いがあります。それまではどんどん仕事を増やしてというか、いろんなことを改革して、前向きにやってきたのに、それを全部削らなきゃいけないというのは本当につらかったです。

その時に感じたのが、BCPが発動できなかつたんですね。なぜ発動できなかつたか。それは大津市の中で市役所へ来るというのが、一番感染の危険性が高くて危険だったから。議会BCPって、災害対策会議メンバーに当たった議員さんは、本庁舎に集まってくれというルールになっているのに、集まってもらうのが一番危険だということになったら、発動できないっていうことになって、これは全く感染症には対応できていないということが現実の問題として突きつけられました。

本庁舎に集まることができないっていう時にどうするのかってことですが、先ほどもお話ししたオンラインで、何とかならないかっていうことなんですね。大津市議会もタブレット端末を全議員に配布していましたので、同じ端末だと指示も出しやすいということもあったので、また総務省も委員会まではオンラインでできるという解釈が出しましたので、それで即座にオンラインで委員会を開くということに注力をしました。

それと同時に気づいたのは、たまたま議会のフロアは閉鎖にはならなかったのですが、もし議場とか委員会室が全く使えない状況になった時に、たちまち会議録が取れるようなオーディオシステムが全くない会議室で一から本会議を開くってというのは、大変なマンパワーがいるということもあって、それも苦しいという現実を突きつけられました。

いざという時には、滋賀県の議長の事務局を大津市議会がもっていたということもあるので、隣の市議会の議場を借りに行くことができないとか、そういった他の議会と連携をとって何かやるっていうことはないかと思っていたのですが、コロナ禍の時には、隣接の議会とも日常から連携関係を結んでおくべきだったなと思いました。ある程度連携関係はあったのですが、隣の市議会の議場を貸してくれというような話までしたことがなかったので、そういうこともやっておく必要があるんだなということを感じたところです。

ただ委員会だけですと、完結できないというのは当然のことですので、同時にこれは法改正へ向けて、大津市議会は要望活動に動き出しました。本来ですと、法改正などの要望は議長会に上げて、地方六団体から国に上げてもらうっていうのがセオリーだというのは知っているのですが、そんなことをやっていたのでは間に合わないだろうって思ったので、直接地元選出の国会議員に頼んで、当時の武田総務大臣に直接、何とか自治法を改正してほしいというような要望に行ったんです。これってパフォーマンスのように言われがちですが、そうでもないんですよ。というのは、総務大臣に会わせてもらえるっていうことは、総務省の行政課長が別の部屋で具体的に実務的に、何をどうしてしてほしいのかっていうのを聞いてくれるんですね。

だからこういうことで実際に困っていると、法律のここが引かかるから何とかしてくれということを直接訴えられるっていうのは大きなメリットだと思っていました。もちろん意見書

を出したりとか、そういうこともしたりしているのですが、結果的にはなかなか変わらなかったということはあります。

オンライン本会議の法的課題については、地方自治法第 113 条で、半数以上の議員が出席しなければいけないということ、第 116 条に、議会の議事は出席議員の過半数でこれを決めるというようなことが書いてある。この出席というのが、総務省の行政課長通知のとおり本会議への出席については現に議場にいることと解されているという通知があり、認められませんよということがあったんですが、この時に、何人かの学者がそんなのは総務省が言っていることだから、強行したらいいと言い始めたんです。ただ、これは法的にも無理だって思ったんですね。というのは、第 105 条のところに、議長は委員会に出席し発言することができる。これは委員でなくても、議長はどの委員会でも勝手に入って座って発言することができるということを定めているのですが、ここの部分で矛盾している。

委員会までは、オンラインでやってもいいですよと総務省が先に通知で走っているのに、この議長が委員会に出席するというのはオンラインでもリアルでもどちらでもいいという意味になる。しかし、上の 2 条の出席は先ほどの行政課長通知に書いてあるとおりリアルでない駄目ですよと。一つの法律の中で一つの単語が複数の意味にあの解釈されるということはまずないんですよ。だからそもそも破綻しているんですね、総務省の言っていることが。だからこれは根本的に法改正しない限りは、住民訴訟で訴えられたらこれはまずいという判断で、学者はそういうところまで心配してくれませんか、これは駄目だということで法改正にこだわったということがあります。

ただ同時に、そんなのを認めて実務的にできるのかって、国のキャリアから言われたこともあるので、だったら実際にやってみようじゃないかということでやってみました。大津市議会の議場で 150 インチのスクリーンを用意し、そこにオンラインで全議員が参加しているという様子ですが、真ん中に座っているのが議長で、右に私が座っているのですが、なぜ本会議場で使って、この形でやったかっていうと、もちろんオンライン会議ならば Zoom でやって、それを YouTube に飛ばしてそこで市民に公開するということもできるのですが、こだわったのは日常から使っている大津市議会のインターネット中継システムのところに載せたい、録画のところにオンラインでやっても記録が残るようにしたいと思ったものですから、通常使っているインターネット中継システムを生かした形で、何とかオンラインの本会議を実際にやってみて、市民にも公開できないかという実験をやってみたんですね。

その時、実際にやってみると、やっぱりいろんな課題が浮き彫りになるんですね。オンラインでやろうとすると、どうしても普段リアルでやっている時のペースで次第書を議長が読んだりすると、うまく伝わらないということがあって、一拍待ってくださいという間を作らないとちゃんと伝わらないということを経験していたので、私がおの間をつくる指示というか、ちょっと待ってくださいみたいなことを横から言っています。



ところが、最初は密閉型のヘッドフォンでやっていたのですが、そうするとハウリングしなかったんですけど、密閉型のヘッドフォンをすると、私の声が横から聞こえないと議長から言われたので、だったら外してやりましょうってやったら、ハウリングで聞くに耐えない音になったということがあって、そうすると、オープンエア型のヘッドフォンを用意しとかなないと駄目だとか、そういう細かなことですが、実務をやろうと思うとそういう細かなことを積み上げておかないといざという時にできない。ですから理屈だけじゃなくて、議会 BCP 全体に言えることですが、実際にやってみるっていうことは非常に大事だというふうに思っています。本会議の採決時に Zoom の機能の挙手機能を使ってやっている様子です。

委員会も実際に委員会条例を改正してやってみました。良かったなと思うのは委員会条例を改正した数日後に、議会運営委員会の委員長が濃厚接触者に指定されてしまい、出席できなかったもので、リモートで参加しているのが議会運営委員会の委員長です。本当に直前に委員会条例改正しといてよかったと思いました。おかげで議事日程を狂わせずに執行できたということがあって、早めに手を打つことは大事だなと思います。

あと一つこだわりの部分というか、オンライン会議システムを使うのは、災害の時だけに限るのはもったいないのではないかということで、公務・負傷・疾病・育児・看護・介護・配偶者の出産の補助・忌引き・その他やむを得ない理由の時もオンラインで委員会に参加できるようにと委員会条例を改正しました。これは、オンラインは別に災害対応だけではなくて、特に女性議員の方々についてはニーズが非常に高い部分もあるので、先を見てそういう事情も含めた委員会条例を改正したということです。

残り時間もありますので、先ほど飛ばした災害対策等基本条例を説明します。もともとの防災対策推進条例には議会が入ってないところに議会も加えたっていうところはお話したかと思うのですが、新たな視点っていうのが抜け落ちているということがあって、特に減災の視点。よく言われるのですが、どこまでいっても災害をゼロにすることは不可能なので、いくら防災をしても被害をゼロにできないんですよね。ですから減災の視点を取り入れなきゃ駄目だなという部分を入れたということです。あと男女の特性と能力を生かす視点ですが、これは何かというと特に市民の女性の方からニーズ・要望があったのですが、避難所でどうしてもプライバシーの確保とかは男よりも女性の方がそういうニーズが高い。今まではとりあえず避難所が開設できたらよかったということもありましたが、それだけではないということで、そういう視点も女性団体と意見交換した時に特に言われたこともあり、加えたということですね。

で、ここに具体的な条文案を入れているのですが、議会の責務ということで明確に加えたということ。調査研究を行い、検証を踏まえて、市の防災対策に対しても提言を行うということで、市が実施する防災対策などに対して監視評価もするんだというようなことも書き込んだ。ただ単に議会 BCP に関することだけじゃなくて、執行部がやっている防災対策にも積極的に関与していくんだと、その役目を担っているんだということも追加しました。

その他には、議決事件に災害復興計画を追加したんですね。それまではそういう議論もなかったんで、この条例をもとに、会議条例も改正して議決事件に追加したということです。その辺のところ、定義にも書いてあるのですが、議論になったところですが、復興計画を議決事件に加えるかどうかという時に、もう一つ地域防災計画も議決事件に加えるかというのが議論になりました。実は、先進と言われる議会は、地域防災計画も議決対象に入れていたので、その時に議論したのですが、ただ、これは防災会議で議論をされた内容を原案として預かることになりますので、議会で修正した時にもう1回防災会議に戻すのかとか、その辺の修正をした時にどうなるんですかというのを議決事件に加えた議会に聞いてみたら、それはそういうことのないように運用していますと、事実上、議決事件に加えても、否決したり、修正したりということができないということがわかったので、だったら議決事件に加えても仕方ないということになりまして、大津市議会では議決事件に加えなかったということがあります。

あと、私有財産への関与規定、これは何かということですが、たまたま豪雨災害があった時に、以前の市長が、本来ボランティアにやってもらうべき個人の家屋の中に入った泥上げを、職員も動員してやらせたんですよ。それが問題だということになりまして、そんなことは条例に規定がなくてもできないだろうというのは明らかだとは思いますが、明記すべきじゃないかという議論になったので、これは付帯決議だけにしました。

あと、これは個人的にちょっとこだわって、災害対策基本条例をつくる時の原案にトリアージについての条項を入れたらどうかというのを消防局に提案したんですね。というのはコールトリアージというものもあるんですけども、119番がかかってきた時に、どれを優先して出動させるかというのを消防局としてはやらざるを得ない。新聞記事でもあったので大阪近辺でも議論されたと思うのですが、先にかけてのに出動してもらえなくて、結果的に市民が亡くなって訴えられたら本当に勝てるのって思っています。実は、明確な法定事項がないんですよ。コールトリアージの部分とか、実際、災害の時に誰を優先的に助けるかという、本来の意味でのトリアージの部分、これ医療行為だって言われているので、本来医者しかできないはずなんですよ。でも現場では看護師もやっている。さらにどうしても人が足りない時には消防士もそれを手伝っているみたいな。

それは訴えられたら完全に負けるだろうって思っています。もちろん法律改正が必要だとは思いますが、何の根拠もなしにそれ大丈夫ですかって。どっかの条例に条項を、根拠をつくっておかなければ駄目なんじゃないですかということをやったのですが、そこまではとてもできないということで、消防局が腰が引けちゃったので結果的に入らなかったんですが、もし、これから条例を検討される機会があるのであれば、そういうことも検討していただけたらなど個人的には思っています。

最後に、オンラインに関するマニュアルをつくったんですけども、いくらこういうものをつくっても、最後は実務的にどうするかというところを詰めきっておかないと、いざという時

には役に立たないんですね。こちらでも対応マニュアルというのをつくられているというのは素晴らしいと思います。ただ、オンラインの時にはさらにさらに細かく実務的なことが必要ですし、BCPの対応マニュアルについては、つくっただけになってしまいますと何の意味もなさないということがありますので、ぜひ、例えば、防災訓練の時に、一度黙読でもいいですから読んでいただくとか、そういう機会を設けないと、多分1年で1回も読まないんですよ。そうすると、記憶に残らずにいざ突然地震が起きた時に何をすべきかというのが絶対に行動につながらないということがあると思いますので、最後は私からのお願いをして、私の話は終わりたいと思います。

どうもご清聴ありがとうございました。

#### ○田淵和夫議長

どうもありがとうございました。

それではただいまから本日ご講演いただいた内容について質疑応答、意見交換に入りたいと思います。できるだけ多くの議員にご発言いただけるようご質問・ご意見は簡潔にさせていただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、ご質問される際は、まずお名前をおっしゃっていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。それでは、ご質問がある議員は挙手をお願いします。西議員さん。

#### ○西哲史議員

今日のご講演いろいろありがとうございました。

いろいろとお聞きをしたいことはたくさんあるのですが、簡潔にということですので。議会BCPのいろいろなところを聞かせていただいて、各議員からの現場情報を集約してというところがファーストステップというか、初期的な部分のところとしては大きな問題があるのかなというふうに前から思っているところであるのですが、このコロナというところがある中でですね、業務のトラフィックの上がり方がこれまでの災害とちょっと違うなというふうにコロナのプロセスの中でずっと考えています。従来型の災害ですと、やっぱり初期に非常にトラフィックががっと上がってですね、途中から落ちてくるということがありますが、コロナの場合は、横ばいもしくは逆に後ろに上がっていくようなトラフィックになったりする時に、このBCPってどう作動していくのかっていうのは、非常時に当事者というか、その場にながら、非常に何とも言えないモヤモヤした気持ちというか、ちょっと状況にフィットしてないんじゃないかなというところを思ったわけです。特にBCPの策定意義として、審議や執行部へのチェック・監視など議会としての機能維持を図るということをあげてくださっていますし、そのとおりだと思うんですけども、あれだけ長期化して、トラフィックは右肩上がりみたいになってしまうと、いつまでもこのBCPが残っている状態になると、逆に機能維持が図れなくなっちゃうんじ

やないかなと当時感じていたわけですが、そのような議論はどのようにされていたか、ぜひ教えていただきたいなと思います。

○清水克士講師

はい、ありがとうございます。重要な視点なんですね。

大津市議会でも、非常に悩んだところでして、何を基準にその体制を変えていくのかというのが議論になりまして、実は大津市議会でもいろいろとちょっと変遷したんですね。最初は国の出している基準に基づいて変えようかとしたのですが、ちょっと荒いので使えないなということで、次は滋賀県で感染ステージが何段階になっているかみたいなものを出したので、それと連動させる形で、例えばこのステージになったら、本会議をやる時も定足数ぎりぎりのその半数の出席にしますよということであったり、質問時間を短縮するとかの対応をとりますということを決めてやったのですが、とても実際の肌感覚の感染状況と県が出しているステージとのずれもあって、非常に最後まで絶対的なものというのはなかったんですね。

最終的な解決策までは至らなかったのですが、ただ何となくイメージで変えるというわけにもいかないので、最終的にいろいろ試した中では、都道府県単位の保健所なりそういうところが出すものとリンクさせるしかないのかなってというのが正直私としては感じたところですね。ちょっと決め手がなくて申し訳ないです。

○田渕和夫議長

他にご質問、ご意見はありませんか。吉川議員。

○吉川敏文議員

公明党の吉川でございます。

2点お伺いしたいのですけれども、専決処分をできるだけ少なくしようということで、検討手法としては通年議会とかオンライン議会などというご説明いただきました。この通年議会とオンライン議会などを書いてあるので他に何か手法があるのかというのが一つ。

それからオンライン議会のところの本会議でのオンラインの法的なご説明もいただいたのですが、課長通知が論理的に破綻しているというご説明をもう少し詳しくお願いいたします。

○清水克士講師

はい、ありがとうございます。

専決処分を防ぐための手段ですが、具体的には通年議会とあとオンライン議会しか出せる選択肢としてはないのですが、それよりも一番大事だと思うのは、自治体の議員さんも首長も職員もそうですけど、意識なんですね。

というのは特にコロナの時の国から100%補助の補助金が下りてくるという時に、補正予算を全部専決処分している都市と、大津市はそういう100%補助の補正予算であっても専決処分は1本もないんですよ、必ず本会議開いてきちんと審議にかけているんですけど、その意識をまず変えるというか、法的に専決処分を安易に認めるっていうことは議会の自殺行為だというその思いが重要だと思います。具体的な選択肢として他にあるというわけではないということですね。

2点目いただいた法的な話の部分ですが、もう一つ問題があるのは公開の部分の整合性が取れてないんですね。自治法の115条で普通地方公共団体の議会の会議はこれを公開するって書かれている。その公開とは何っていう根拠を探したら、最高裁判決で、公開とは、傍聴と会議録の閲覧を認める趣旨だというのが昭和50年に出ているんですね。だったらこの傍聴って何って調べると、一般的には会議の状況を直接見聞することだというふうに書かれているのだとすると、これオンラインだと直接見聞することはできないですよ。だったら公開のところをきちんと注釈を入れるなり場合分けをするなりして法改正してもらわないと、法違反になるでしょうというようなことを、出席の解釈の部分と公開の部分、これが大きいなというふうに思っているんですね。

一番破綻しているっていうのは、総務省としてはプレッシャーに負けて、委員会までは自治体の議会が勝手に条例で定めてやることだから知りませんよ、ただ本会議は法で定めていることで、自治体の意思を決めることにつながるようなことなのでオンラインは駄目ですよということを言っている。一方で一般質問については、追って出された行政課長通知で、オンラインでやってもいいですよとなっている。そもそもが、一般質問は法定されていないということがあるから、総務省としてはそのように出したとしています。しかし、私もいろんなところで書いているので読んだ方もいらっしゃるかもしれないですが、だったら一般質問は本会議でやらなくてもいいっていう意味ですよ。そういう解釈を自治日報にも5・6回書いたもので、またそちらを見ていただくと詳細がわかります。現実には、一般質問が本会議の重要な議事日程だと全国で思われているじゃないですか。そうしたら本会議と本会議における一般質問の位置づけは何かということも、ちゃんと法律で書かなくてはいけないんじゃないか。ちょっと派生するんですけども、そういうことも含めて、単なる解釈論だけでやってしまうにはもう何かつぎはぎで、論理が一貫してないというかめちゃくちゃなんです。なので、きっちり自治法改正してくださいねという要望を何回かしてきたのですが、もう時間切れになって定年退職したというような状況です。

○田渕和夫議長

他にご質問、ご意見ありませんか。萱野議員。

○萱野孝弥議員

本日貴重なお時間ありがとうございます。市議会議員の萱野と申します。

私から2点質問させていただきたく思います。ポンチ絵の中の19ページですね。議員と議会の災害対策会議、そして市の災害対策本部との情報伝達の図の方、載せていただいておりますが、議員から議会局に情報が行く際に、市の災害対策本部に中継する際に、こういったタイミング情報提供されているのか。こういった基準で情報の重要性を議会局の方で決められているのか、この点についてお聞きしたいのと、あと先ほど大津市の本会議場にですね、ヘルメットが設置されていたと思います。我々の本会議場にはヘルメットがまだ設置されていないんですけども、椅子の仕様としては、前後の移動のみになっておりまして大津市と同様かと思えます。ただその本会議場のみに設置されているのか、委員会室でもヘルメットが設置されているのか、もしその設置されていないのであれば、なんで本会議場のみに設置していたのかこの点についてお伺いしたいです。

○清水克士講師

まず被災情報を議員から議会局に渡すタイミング、これも随時ですね。災害対策本部会議が立ち上がった時には、議会局は24時間ずっと議会の方に張り付いていますので、いつでも気づいた時に送ってくださいと。ただ電話でなければならぬものは電話でもお受けするのですが、基本的にはタブレットでのデータなりの文書でいただきたいということになっていますので、そのタイミングは随時ですね。

それを執行部に渡す時のトリアージの優先順位の付け方ですが、基本的にこれはやっぱりいらないねということはありません。どんな些細なことでも、一応ちゃんといただいた情報なので、必ず載せるのですが、ただ複数の議員から同様の要望をいただくことが多いのでそれの一つに合わせるだけでもだいぶ違うんですね。ですからなるべく重要と思われることを持ってきて、それが重要な時は大体複数の議員からの要望があるのでそれを合わせた形に加工すると、細かなことであっても、一応載せるということで、全く議会局の判断で削除してしまうということはありません。

次にヘルメットの件ですが、ヘルメットについてはまずは一番危ないのは本会議場だっていう現状があったからなんですね。というのは先ほどもお話したとおり吊り天井の構造になっていて、ちょっと揺れても何かパラパラと物が落ちてくるんですよ。だからその危険度が委員会室と本会議場ではまず違うっていうことがあったので、とりあえず本会議場を手当しようということで、ただそういう余震が続くような状況になったら、ヘルメットは一人ずつの血液型と名前を貼っているヘルメットですので、それをもって委員会室にも移動していただくということは想定しています。ですから、委員会室には数の問題もありますので、個別には配備していないということです。

○田渕和夫議長

他にご質問、ご意見はありませんか。

それでは、まだまだご質問、ご意見があろうかと思えますけれども、予定の時間がまいりましたので、終わらせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それではここで、札幌副議長より一言ご挨拶申し上げます。

○札幌泰司副議長

それでは、閉会にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきたいと思えます。清水克士先生におかれましては、長時間に及び貴重なご講演をいただきまして誠にありがとうございました。

堺市におきましても、議会 BCP を作成してございまして、その後の台風での風水害や新型コロナウイルス対策ということで運用を続けてまいりました。そういった中での改定ということを行っているのですが、その BCP のもとに、先ほど先生がおっしゃっておられましたような、実際の訓練、こういったところがまだこれからやっていかなければならないところかと思っております。我々議員一同、本日拝聴させていただきましたご講演の内容を踏まえて、災害時における議会活動のあり方を再認識させていただく良い機会となりました。ありがとうございました。

今後災害の発生時など、いざという時のために議会 BCP に沿った対応がとれるように、平時からの定期的を確認することの大切さ、これを改めて認識した次第でございます。

本日のご講演を踏まえまして、我々議員、議会としまして、迅速な災害対応に取り組んでまいり所存でございます。本日は誠にありがとうございました。

○田渕和夫議長

それでは、これもちまして、清水先生のご講演を終了いたします。清水先生はここで退席されます。

皆様、大きな拍手をもってお送りください。(拍手)

(清水克士講師 退席)

○田渕和夫議長

次に2つ目のテーマである「政治分野におけるハラスメント防止のための取組について」であります。こちらは、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律において、議会を含め地方公共団体の取り組む施策としてセクハラ・マタハラ等の防止に資する研修の実施が求められており、その一環として動画の視聴を行っていただきます。

今回ご覧いただく動画は、全国市議会議長会、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議

長会の議会の三団体作成による「地方議会議員のためのハラスメント防止講座」となっております。講師は本年1月の議員研修会で、「ハラスメントの防止と対策」をテーマにご講演いただきました、一般社団法人公務員研修協会代表理事の高嶋直人氏でございます。研修終了後、ビジネスチャットにて動画のリンクをお知らせいたしますので、令和7年1月31日までに各自で必ず、必ずご視聴いただきますようお願いをいたします。

それでは、これもちまして堺市議会議員研修会を閉会いたします。

○午前11時39分閉会